

平成27年10月28日(水)

午後1時30分

本庁2階 第一会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

- 報告第45号 職員の分限処分について
- 報告第46号 職員の分限処分について
- 報告第47号 職員の分限処分について
- 報告第48号 職員の分限処分について
- 報告第49号 職員の分限処分について
- 報告第50号 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会における提言について

議決事項

- 議案第35号 寝屋川市立地域交流センター指定管理者候補者の決定について
- 議案第36号 寝屋川市立学び館指定管理者候補者の決定について
- 議案第37号 府費負担職員の懲戒処分に係る内申について

署名委員
村田委員長
上野委員

9月・10月教育委員会一般事務報告

(9月17日～10月28日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
9	17	木	文教常任委員会協議会	所管事項質問	議会棟第2委員会室
	18	金	第1回寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	選定基準・方法等の決定	水道局 会議室
			小学校英語村	英語村事業の実施 (三井小学校)	教育研修センター
	19	土	市民たそがれコンサート	ジャズコンサート	京阪萱島駅東駐輪センター前
	23	水	市民ウォーキング	ウォーキングイベント	寝屋川市役所～萱島駅
	24	木	小学校英語村	英語村事業の実施 (国松緑丘小学校)	教育研修センター
	25	金	9月市議会定例会（第5日目）	委員長報告、追加事件即決、継続審議	市議会議場
	26	土	第34回寝屋川市民大学開講式	開講式、講演	中央公民館 講堂
	27	日	小学校運動会（1校）	運動会	啓明小学校
	28	月	第25回全日本古希軟式野球大会 (29日 始球式)	野球大会	寝屋川公園
	29	火	小学校英語村	英語村事業の実施 (池田小学校)	教育研修センター
	30	水	中学校英語村	英語村事業の実施	西北コミュニティセンター
10	1	木	第3回寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会	会議	議会棟第2委員会室
			大阪府都市教育長協議会 10月定例会	定例会	アウィーナ大阪
	2	金	校長役員会	10月校長会の案件について	教育研修センター
			第3回寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会	指定管理予定者の審査	本庁2階第1会議室
	3	土	中学校体育大会（6校）	体育大会	第五、第七、第八、第十、友呂岐、中木田各中学校
	4	日	小学校運動会（7校）	運動会	西、南、神田、堀溝、桜、和光、宇谷、各小学校
	5	月	第2回寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	1. 第1次審査について 2. 第2次審査について 3. 第2次審査結果について 4. その他	特別会議室1
	6	火	小学校英語村	英語村事業の実施 (木田小学校)	教育研修センター
	7	水	平成27年度第2回社会教育委員会	1. 平成26年度教育に関する事務の点検・評価について 2. 社会教育委員学習会について 3. その他	エスポアール第1講義室
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	8	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	9	金	小学校英語村	英語村事業の実施 (木屋小学校)	教育研修センター
	11	日	幼稚園運動会 (5園)	運動会	北、中央、南、 神田、啓明、 各幼稚園
	13	火	決算審査特別委員会 (～15日)		議会棟第一委員会室
			平成27年度近畿市町村教育委員会 研修大会	研修会	京都テルサ
			小学校英語村	英語村事業の実施 (成美小学校)	教育研修センター
	14	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
			大阪府総合体育大会総合閉会式	閉会式典等	ホテルアウィーナ大阪
	16	金	小学校英語村	英語村事業の実施 (堀溝小学校)	教育研修センター
	18	日	2015エンジョイフェスタ in ね やがわ	スポーツイベント	打上川治水緑地
	20	火	小学校英語村	英語村事業の実施 (神田小学校)	教育研修センター
	21	水	学校訪問		
			教育委員懇話会		教育長室
			総合教育会議		議会棟第1委員会室
			中学校英語村	英語村事業の実施	南コミュニティセン ター
	22	木	小中一貫教育全国サミットin三 条 (～23日)		新潟県三条市
			小学校英語村	英語村事業の実施 (啓明小学校)	教育研修センター
	24	土	第3回寝屋川市アルカスピアノ コンクール予選 (ソロ) (～25日)	ピアノコンクール	アルカスホール
	26	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	27	火	小学校英語村	英語村事業の実施 (明和小学校)	教育研修センター
	28	水	教育委員会10月定例会		本庁2階第1会議室
			中学校英語村	英語村事業の実施	東コミュニティセン ター

10月・11月教育委員会行事計画書

(10月29日～11月30日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	29	木	近畿都市教育長協議会研修会 (～30日)	研修会	天橋立宮津ロイヤルホテル
			小学校英語村	英語村事業の実施 (田井小学校)	教育研修センター
	31	土	第3回アルカスピアノコンクール予選(ソロ)	ピアノコンクール	アルカスホール
11	1	日	第3回アルカスピアノコンクール予選(ソロ、デュオ)	ピアノコンクール	アルカスホール
			第65回寝屋川市民文化祭 (～3日)	式典(1日)、芸能祭・演芸祭・音楽祭・作品展・映像作品発表会等	総合センター
	2	月	全員協議会		市議会議場
	4	水	中学校英語村	英語村事業の実施	西南コミュニティーセンター
	5	木	小学校英語村	英語村事業の実施 (北小学校)	教育研修センター
	6	金	大阪府市町村教育委員会研修会	研修会	ホテルアウィーナ大阪
			市指定文化財特別公開 (～9日)	絹本着色方便法身尊像の公開	西正寺(太間町)
			校長役員会	11月校長会の案件について	教育研修センター
	8	日	三島・北河内地区対抗柔道大会	大会	大東市立市民体育館
	9	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	10	火	大阪府都市教育長協議会 秋季研修会	研修会	岸和田市役所
	11	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	12	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	13	金	小中学校英語教育特別推進地域 研究発表会	公開授業・指導講評	第十中学校
	14	土	小中学校英語教育特別推進地域 研究発表会	全体会	第四中学校
	15	日	2015青年祭	パフォーマンス・展示・出店等を通した青年交流事業	中央公民館 講堂他
			市民体育大会剣道の部	大会	市民体育館
	17	火	小学校英語村	英語村事業の実施 (第五小学校①)	教育研修センター

月	日	曜	行事名	内 容	場 所
11	18	水	学校訪問		
			教育委員懇話会		教育長室
			中学校英語村	英語村事業の実施	エスポアール
	20	金	小学校英語村	英語村事業の実施 (中央小学校)	教育研修センター
	21	土	第34回寝屋川市民大学閉講式	閉講式	中央公民館 講堂
	24	火	小学校英語村	英語村事業の実施 (第五小学校②)	教育研修センター
	25	水	教育委員会11月定例会		本庁2階第1会議室
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	26	木	小学校英語村	英語村事業の実施 (梅が丘小学校)	教育研修センター
	28	土	池田小学校 創立50周年記念式典	創立50周年記念式典	池田小学校 体育館

報告第 4 5 号

職員の分限処分について

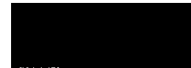
寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成 2 7 年 1 0 月 2 8 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により
平成27年11月29日まで休職を命ずる

平成27年9月30日

寝屋川市教育委員会

報告第46号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成27年10月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により
平成27年11月4日まで休職を命ずる

平成27年10月5日

寝屋川市教育委員会

報告第47号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成27年10月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により
平成28年4月5日まで休職を命ずる

平成27年10月6日

寝屋川市教育委員会

報告第48号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成27年10月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により
平成28年1月14日まで休職を命ずる

平成27年10月15日

寝屋川市教育委員会

報告第49号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成27年10月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により
平成28年1月16日まで休職を命ずる

平成27年10月17日

寝屋川市教育委員会

報告第50号

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会における提言について

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会より放課後児童対策事業について提言を受けたため、教育委員会に報告する。

平成27年10月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

議案第 3 5 号

寝屋川市立地域交流センター指定管理者候補者の決定について

寝屋川市立地域交流センターの指定管理者候補者を決定するため、教育委員会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 0 月 2 8 日提出

寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

提案理由

株式会社アステムを寝屋川市立地域交流センターの指定管理者候補者として決定するため。

平成 27 年 10 月 2 日

寝屋川市教育委員会

委員長 村田 茂 様

寝屋川市立地域交流センター

指定管理者選定委員会委員長 竹林 秀 彦



寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会に
おける指定管理者選定結果について（報告）

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市立地域交流センター
(2) 団体の名称 株式会社 アステム
大阪市北区東天満 2-7-12 スターポート
代表取締役 大嶋 雄三
(3) 期 間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2 応募状況

(1) 説明会への参加数（平成27年 7 月17日実施）

株式会社	NPO 法人	財団法人	合計
19	0	0	19

(2) 申請書の提出数（受付期間 平成27年 7 月29日～8 月 5 日）

株式会社	NPO 法人	共同事業体	合計
3	0	3	6

3 選定委員会

(1) 寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会

① 平成 27 年 8 月 12 日 設置

② 選定委員の構成（計 5 名）

寝屋川市立地域交流センター条例施行規則

第 4 条の 2 第 2 項第 1 号 該当者	公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者	1 名
同上	第 2 号 該当者 経営に関する知識を有する者	1 名
同上	第 3 号 該当者 学識経験を有する者	1 名
同上	第 4 号 該当者 社会教育委員	1 名
同上	第 5 号 該当者 社会教育部における部長	1 名

(2) 選定委員会開催経過

第1回 平成27年8月12日

- ・委員長の選出、副委員長の指名
- ・第1次審査（書類審査）の方法及び審査基準の決定
- ・第2次審査方法の検討

第2回 平成27年9月10日

- ・第1次審査結果の確認と判定
- ・第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の方法及び採点基準の決定

第3回 平成27年10月2日

- ・第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の実施及び結果確認
- ・指定管理者候補者の選定及び選定委員会報告書の作成

4 選定基準及び選定結果

寝屋川市立地域交流センター条例施行規則第4条の規定に基づき、寝屋川市立地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）の管理を行うに最も適当と認める団体を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

(1) 第1次審査（書類審査）

① 選定基準（審査項目）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a 安定した管理運営を行う経営状態であること。b 運営方針及び運営計画が優れていること。c 集客促進策が優れていること。d 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。e 自主事業計画が優れていること。f 施設の経費縮減が図られていること。g 人員配置計画が適正であること。h 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。i 個人情報保護、情報公開の取組が適正であること。j 危機管理対策が優れていること。k 総合的に優れていること。 |
|---|

② 配点・合格最低点

・上記 b e k は各項目 20 点満点、i j は各項目 5 点満点、その他は各項目 10 点満点 合計 130 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を当該団体の得点とした。

・合計点 (130 点) の合格最低点を 78 点、項目ごとの合格最低点を 20 点満点は 6 点、10 点満点は 3 点、5 点満点は 2 点とした。

③ 第 1 次審査 (書類審査) の結果

	様式No.	項 目	配点	ア ス テ ム	B	C	D	E	F
a	A-3～A-6	申請団体の概要	10	7.0	8.2	7.4	7.2	7.4	6.4
b	A-8(1)～ (5)B-1・2	運営方針と運営 計画、利用料金等	20	16.2	16.6	14.6	13.2	16.0	13.4
c	A-8(6)(7)	広報活動、利用促 進策	10	8.2	7.6	7.4	7.6	8.0	8.0
d	A-9	施設のメンテナ ンス等の維持管 理業務	10	7.4	6.8	5.4	6.2	6.4	5.6
e	A-10	自主事業の方針 及び計画	20	16.2	16.4	13.6	13.4	15.4	13.6
f	A-11(1)	収支予算書	10	7.2	7.2	6.2	6.0	6.2	6.4
g	A-11(2)	人員配置計画	10	7.0	8.2	6.2	6.6	6.6	6.6
h	A-11(3)	職員研修計画	10	6.6	6.8	6.6	6.4	6.6	6.0
i	A-11(4)	個人情報保護 及び情報公開	5	4.2	4.4	4.4	4.2	4.4	4.2
j	A-11(5)	危機管理対策	5	3.8	4.2	4.2	4.4	4.2	4.0
k	A-7 A-8(8) A-12	総合評価	20	14.8	16.0	13.4	13.6	14.4	14.2
合 計 点			130	98.6	102.4	89.4	88.8	95.6	88.4

申請があった6団体ともに、合計点及び各項目の得点の全てについて、合格最低点以上の得点であったので、6団体とも、第1次審査（書類審査）について合格とした。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

第1次審査に合格した6団体を対象として、第2次審査を実施した。第2次審査では、プレゼンテーション審査とヒアリング審査を行った。

① 選定基準（審査項目）

プレゼンテーション審査	1 指定管理者としての抱負、5年間のビジョン 2 地域交流センターの維持管理とスタッフ体制について 3 自主事業計画について 4 市民や団体の育成支援について 5 指定期間5年間の収支について
ヒアリング審査	6 申請書類、プレゼンテーション審査を踏まえて、各選定委員がヒアリングを行い、総合的に評価する。

② 配点・合格最低点

- ・上記1から5までは各項目10点満点、6は50点満点、合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を当該団体の得点とした。
- ・合計点の合格最低点を60点とした。

③ 第2次審査の結果

区分	項目	内 容	配点	アステム	B	C	D	E	F
プレゼンテーション審査	1	抱負・5年間のビジョン	10	8.8	8.4	7.2	6.6	8.6	7.2
	2	維持管理とスタッフ体制	10	8.4	8.6	7.4	6.6	8.0	7.2
	3	自主事業計画	10	7.8	8.0	7.6	6.8	7.6	6.8
	4	市民や団体の育成支援	10	7.8	7.8	7.2	6.6	7.6	6.8
	5	5年間の収支	10	8.2	8.2	7.2	7.0	8.0	7.0
ヒアリング審査	6	総合評価	50	40.4	37.8	34.2	32.0	37.4	31.8
合 計 点			100	81.4	78.8	70.8	65.6	77.2	66.8

6 団体ともに、合格最低点以上の得点であったが、最も得点の高い株式会社アステムを寝屋川市立地域交流センター指定管理者候補者に選定した。

(3) 講評

この度、地域交流センターの指定管理者候補者を選定するため、地域交流センター指定管理者選定委員会を3回開催した。

本選定委員会では、申請書類の内容及び「指定管理者としての抱負、5年間のビジョン」、「地域交流センターの維持管理とスタッフ体制」、「自主事業計画」、「市民や団体の育成支援」、「指定期間5年間の収支」について審査を行った。

候補者の選定に当たっては、「市民に文化活動及び交流の場の提供を行うとともに、市民のふれあいを通じたにぎわいを創出する」という地域交流センターの設置目的の達成に向け、効率的・効果的な管理運営を行う団体であることを念頭に厳正な審査を行った。その結果、株式会社アステムを指定管理者候補者に選定した。

株式会社アステムは、寝屋川市が推進する文化振興施策の方向性を踏まえた運営方針のもと、利用者に配慮した窓口業務、2台のスタインウェイピアノの積極的な活用、今後の文化芸術活動を担う人材育成のためのコーディネーター養成、市民の自主的な活動の活性化に向けた情報発信の充実などの取組を提案し、これらを総合的に評価したものである。

5年間の長期間にわたって安定した地域交流センターの運営を行うためには、施設の適切な維持管理を始め、稼働率の向上、市民ニーズの的確な把握、利用者の満足度向上など、多種多様な課題が想定される。これらの課題については、市と連携を密にし、着実に解決していくことが望まれる。

全ての提案を実現することは決して容易ではないが、株式会社アステムが、指定管理業務の経験と実績を踏まえ、常に創意工夫し、地域交流センターの能力を最大限に発揮することで、寝屋川市の文化の振興・発展に大きく寄与することを期待するものである。

議案第 36 号

寝屋川市立学び館指定管理者候補者の決定について

寝屋川市立学び館の指定管理者候補者を決定するため、教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 10 月 28 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

特定非営利活動法人笑顔を寝屋川市立学び館の指定管理者候補者として決定するため。

平成 27 年 10 月 5 日

寝屋川市教育委員会

教育委員長 村田 茂 様

寝屋川市立学び館

指定管理者選定委員会委員長

笠井 敏



寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会に
おける指定管理者選定結果について(報告)

1 指定管理者の候補者等

(1) 施設の名称 寝屋川市立学び館

(2) 団体の名称 特定非営利活動法人 笑顔

大阪府寝屋川市小路南町 17 番 7 号

理事長 山口 左月美・(やまぐち さつみ)

(3) 期 間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで(5 年間)

2 応募状況

(1) 説明会への参加数(平成 27 年 8 月 21 日実施)

株式会社	NPO 法人	財団法人	計
0	1	0	1

(2) 申請書の提出数(受付期間 平成 27 年 8 月 28 日～9 月 4 日)

株式会社	NPO 法人	財団法人	計
0	1	0	1

3 選定委員会

(1) 寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会

① 平成 27 年 9 月 18 日設置

② 選定委員の構成（計 5 名）

寝屋川市立学び館条例施行規則

第 5 条第 2 項第 1 号	該当者	公募により選出した寝屋川市の 区域内に住所を有する者	1 名
同上	第 2 号 該当者	経営に関する知識を有する者	1 名
同上	第 3 号 該当者	学識経験を有する者	1 名
同上	第 4 号 該当者	社会教育委員	1 名
同上	第 5 号 該当者	社会教育部における部長	1 名

(2) 選定委員会開催経過

第 1 回 平成 27 年 9 月 18 日

- ・ 委員長の選出、副委員長の指名
- ・ 第 1 次審査（書類審査）の方法、審査基準及び採点基準の決定
- ・ 第 2 次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の方法・
審査基準、採点基準の決定

第 2 回 平成 27 年 10 月 5 日

- ・ 第 1 次審査結果の確認及び総括
- ・ 第 2 次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の実施及
び結果確認
- ・ 指定管理候補者の選定及び選定委員会報告書の作成

4 選定基準及び選定結果

寝屋川市立学び館条例施行規則第 4 条の規定に基づき、寝屋川市立学び館（以下「学び館」という）。の管理を行うに最も適当と認める団体を選定するため、第 1 次審査及び第 2 次審査を実施した。

(1) 第 1 次審査（書類審査）

① 審査基準（審査項目）

- | |
|-----------------------------|
| イ 安定した管理運営を行う経営状態であること。 |
| ロ 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。 |

ハ 運営方針及び運営計画が優れていること。

ニ 人員配置計画が適正であること。

ホ 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。

ヘ 集客促進策が優れていること。

ト 危機管理対策が優れていること。

チ 個人情報保護、情報公開の取組が適正であること。

リ 学び館の設置目的に則した計画がなされ、実現可能であると共に自主事業計画が優れていること。

ヌ 施設の経費縮減が図られていること。

ル 総合的に優れていること。

② 配点及び合格最低点

・上記イからヌは各 10 点満点、ルは 20 点満点、合計 120 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を当該団体の得点とした。

・合計点（120 点満点）の合格最低点を 84 点、項目ごとの合格最低点を 10 点満点は 6 点、20 点満点は 12 点とした。

③ 第 1 次審査（書類審査）の選定結果

	様式 No.	項目	配点	特定非営利 活動法人 笑顔
イ	3・5	申請団体の概要	10	8.2
ロ	4－1	維持管理の方針	10	6.6
ハ	4－2	運営方針・計画、高齢者、 障害者への配慮	10	7.4
ニ	4－3	人員配置計画	10	7.6
ホ	4－4	職員研修計画	10	7.8
ヘ	4－5	広報活動、利用促進	10	7.2
ト	4－6	危機管理対策	10	7.4
チ	4－7	個人情報保護及び個人情報 公開	10	8.0

リ	4－8	自主事業の府悪心及び計画	10	7.0
ヌ	4－10	収支予算書	10	6.8
ル	総合評価		20	15.2
合 計 点			120	89.2

申請があった団体は、合計点及び各項目の得点の全てについて合格最低点以上の得点であったので、第1次審査（書類審査）について合格とした。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

第1次審査に合格した団体を対象として、第2次審査を実施した。第2次審査では、プレゼンテーション審査とヒアリング審査を行った。

① 選定基準（審査項目）

- 1 指定管理者としての抱負
- 2 社会教育に関する方針
- 3 学び館管理運営体制について
- 4 指定管理期間5年間の収支について
- 5 今後のビジョンについて
- 6 総合評価

② 配点・合格最低点

- ・上記1から5までは各項目15点満点、6は25点満点、合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を当該団体の得点とした。
- ・合計点の合格最低点を70点、項目ごとの合格最低点を9点以上とした。

③ 審査結果

項目	内容	配点	特定非営利 活動法人 笑顔
1	指定管理者としての抱負	15	10.6
2	社会教育に関する方針	15	10.4
3	管理運営体制	15	10.0
4	5年間の収支	15	10.2

5	今後のビジョン	15	10.6
6	総合評価	25	18.4
合計		100	70.2

(3) 講評

寝屋川市立学び館指定管理者を選定するため、寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会を2回開催した。

本選定委員会では、申請書類の内容及び「指定管理者としての抱負」、「社会教育に関する方針」、「学び館管理運営体制」、「指定期間5年間の収支」、「今後のビジョン」について審査を行った。

候補者の選定にあたっては、「市民の世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを図り、生涯学習の一助となる社会教育施策を実施するとともに、この社会教育施策に貢献する社会教育団体等の活動の場所及び市民の自主学習・自主活動の場所を提供する」という学び館の設置目的にの達成に向け、効率的・効果的な管理運営を行う団体であることを念頭に厳正な審査を行った。その結果、特定非営利活動法人 笑顔指定管理者候補者に選定した。

市立学び館は、現市立いきいき文化センターの事業に現市立教育センターの事業を集約し、本市生涯学習施設として乳幼児から高齢者に至るまで幅広い市民を対象に様々な学習機会を提供するという重要な役割が求められる施設である。

特定非営利活動法人 笑顔はNPO法人としての活動年数は短いが、理事長が現教育センターの職員であることから、自主事業の実施及び学び館が担う施設の管理運営を委ねられると考える。指定管理者としては、事業運営と貸室等の施設管理が主な業務となることから、施設への集客や経営の効率化、危機管理等について業務開始までに提案内容をより掘り下げられ、利用者が安心して利用できる施設となることを期待する。更に社会教育施設ならではの人材育成を期待する。

5年間の長期間にわたって安定した学び館の運営を行うためには、施設管理、事業実施ほか、多方面にわたり、市と指定管理者が綿密な協議を行う中で、管理運営を行っていくことが肝要であると考えます。

更に、指定管理者として、市に対して定期的かつ詳細な報告を行うことを求めるものである。

本選定委員会は、特定非営利活動法人 笑顔が効率的・効果的な施設の管理運営を行い、市民の利用に供することができると総合的に判断し、学び館指定管理者の候補者として、教育委員会に提案するものである。

議案第 37 号

府費負担職員の懲戒処分に係る内申について

府費負担職員の懲戒処分に係る内申を行うため、教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 10 月 28 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

大阪府教育委員会へ府費負担職員の懲戒処分に係る内申を行うため。

提 言 書

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会

平成 27 年 10 月 1 日

目 次

1	はじめに	1
2	運営委員会の目的と開催経過	1
3	各事業について	2
	①留守家庭児童会事業	2
	②放課後子供教室事業	3
	③放課後校庭開放事業	4
4	留守家庭児童会事業と放課後子供教室事業の一体化について	5
5	放課後子供教室事業と放課後校庭開放事業の一体化について	6
6	提言	7

1 はじめに

近年、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、女性の社会進出に伴う共働きの家庭の増加等により、子どもや子育て世帯を取巻く環境は大きく変化してきました。このような中、国では平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、寝屋川市においても「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」が平成 27 年 3 月に策定されました。

また、平成 26 年 7 月 31 日に文部科学省と厚生労働省の連名で、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、「放課後子ども総合プラン」が示されました。

この事を受け、本市では平成 27 年 7 月 15 日に「寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会」を発足し、現在実施している寝屋川市放課後児童対策事業（留守家庭児童会事業、放課後子供教室事業、放課後校庭開放事業）を総合的に検討してまいりました。その結果を、今後の本市の全ての児童にとって効果的な放課後の居場所となるよう、提言するものです。

2 運営委員会の目的と開催経過

「放課後子ども総合プラン」において留守家庭児童会事業と放課後子供教室事業及び放課後校庭開放事業について議論し、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次代を担う人材育成をめざすことを目的に、現在、本市が実施している放課後児童対策事業の個々の課題を抽出し、課題解決に向けた提案、今後の方向性を協議した。

次に、一体化に向けた課題、提案、方向性をあらゆる視点で協議するとともに、今後、本市がめざすべき放課後子ども総合プランの在り方に関する提言をまとめた。

第 1 回 平成 27 年 7 月 15 日

◆寝屋川市放課後児童対策事業の現状について

第 2 回 平成 27 年 9 月 1 日

◆放課後児童対策事業における課題及び提案について

◆方向性について

第 3 回 平成 27 年 10 月 1 日

◆提言について

3 各事業について

①留守家庭児童会事業

<現状>

- ・留守家庭児童会事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、学校の放課後及び長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供している。
- ・全 24 小学校の内、平成 27 年度より 12 小学校の留守家庭児童会にて高学年の受け入れを開始。残る 12 小学校についても、平成 28 年度より受け入れ予定である。
- ・放課後子供教室事業との連携について、小学校ごとに異なった対応をしてきた。

<課題>

- ・対象児童を 6 年生まで拡充することに伴う施設整備。
- ・対象児童を 6 年生まで拡充することに伴う指導員の資質向上。
- ・指導員の人員確保。

<提案>

- ・学校施設の余裕教室の活用や別棟の建設。
- ・高学年指導を含む、様々な研修機会の充実。
- ・処遇改善等による指導員の人員確保策の検討。

<方向性>

子ども・子育て支援新制度により対象児童が小学 6 年生まで拡充されたことで、生活の場を確保しつつ、学校施設を活用したプログラムの推進を図る。また、指導員の確保に努め、資質向上を図るための研修を充実するとともに入会児童の増加に伴う施設の整備を行う。

②放課後子供教室事業

<現状>

- ・放課後や週末等に子どもにとって安全で安心な居場所を確保し、青少年健全育成を推進するために市内 24 小学校で実施している。
- ・主な活動としては、小学校の校庭や体育館、教室を利用した遊び、文化・スポーツ活動等の体験であり、運営に関しては、各小学校に実行委員会を設置し、委託している。
- ・留守家庭児童会事業との連携は、小学校によって異なるが留守家庭児童会児童も、放課後子供教室事業に参加している状況である。

<課題>

- ・実行委員会の事務は、実質的に教職員が負担。
- ・地域ボランティア人材不足やプログラム内容の偏り。
- ・プログラム実施場所の確保。
- ・子どもが主体的に参加したくなる内容づくり。

<提案>

- ・コーディネーターの処遇を改善し、実行委員会事務局機能の充実。
- ・地域人材を活用し、学習支援に偏らない様々な体験や遊びのプログラムを充実。
- ・校庭や図書室・家庭科室などの特別教室を活用し、図書室開放など複数プログラムを実施。
- ・PTAや自治会との連携強化。

<方向性>

学校教育活動に支障のない範囲で使用規定に基づき学校施設を活用し、地域住民の参画・協力を得ながら学習や遊び、文化・スポーツ等の様々な体験活動の機会を子どもに提供するとともに、全ての子どもがプログラムに参加できるよう、土日に加え、平日の実施を増やす。

③放課後校庭開放事業

<現状>

- ・小学校の児童は校区に遊べる公園が少なく、公園があってもボール遊び禁止等の規制も多いため、平日の給食のある放課後に市内全24小学校の校庭を開放し、校庭開放サポーターが見守る中、異年齢も含めた自由な遊び場、安全・安心な遊び場の提供を行っている。
- ・留守家庭児童会事業との連携について、小学校ごとに異なった対応をしている。

<課題>

- ・子どもたちの安全管理や事故が起こった時の対処方法、保険対応。
- ・サポーターの高齢化と人員不足。

<提案>

- ・サポーターの資質向上のための安全管理研修の充実。
- ・サポーターの配置基準の見直しも含め、利用人数に応じたサポーターの配置。

<方向性>

放課後子供教室事業における1つのプログラムとして実施し、校庭開放サポーターは、放課後子供教室における地域ボランティアとして参画する。

4 留守家庭児童会事業と放課後子供教室事業の一体化

<課題>

- ・留守家庭児童会児童が放課後子供教室に参加しやすい開催回数の設定。
- ・子どもが自由に発想できるプログラムの提供。
- ・保護者の責務が明確になっていない。
- ・実行委員会での個人情報に関する規定がない。
- ・実務の担い手である教職員の負担が大きい。

<提案>

- ・留守家庭児童会児童の放課後子供教室への参加方法を全小学校で同じルールとする。
- ・学校教育課程に支障のない範囲で使用規定に基づき、空き教室や図書室、音楽室等を開放することにより、プログラムの幅を広げる。
- ・様々なプログラム（学習支援・体験・校庭開放・読書等）を同時に開催する。
- ・保護者の責務を明確にするために、放課後子供教室への参加は登録制とする。
- ・実行委員会で個人情報（世帯状況含む）を取扱い、子どもの状況を共有できるように守秘義務を課す。
- ・実行委員会は学校、保護者、地域に加え、留守家庭児童会指導員も参画する。また今後は、民生委員児童委員等の福祉関係者の参画も必要である。
- ・子どもたちの安全を確保するために、地域人材を有償ボランティアとして活用する。
- ・実行委員会の実務を円滑にするために、コーディネーターをアルバイト等として雇用する。
- ・怪我等の対応については、実行委員だけが行うのではなく、状況に応じて学校教職員や留守家庭児童会指導員も連携して行うとともに、保険については、一体化した保険に加入する。

<方向性>

現在の放課後子供教室に校庭開放や読書等といったプログラムに加えて体験プログラム等を展開する。また、プログラムにおける指導者は地域人材を有償ボランティアとして活用する。

5 放課後子供教室事業と放課後校庭開放事業の一体化について

<課題>

- ・放課後子供教室事業と放課後校庭開放事業との参加方法が異なる。
- ・放課後子供教室事業と放課後校庭開放事業の報償費の違い。
- ・放課後校庭開放事業と放課後子供教室事業が同時開催されているが、対象の保険は事業ごとに異なっている。

<提案>

- ・同一保険加入。
- ・放課後子供教室事業のプログラム（校庭開放）として実施。
- ・放課後子供教室事業の実行委員会の管理下に校庭開放サポーターを入れる。

<方向性>

放課後子供教室事業のプログラムの1つとして行うとともに、保険については、事業ごとに区分けをするのではなく、一体化した保険に加入する。

6 提言

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会は、国の「放課後子ども総合プラン」の実現をめざし、本市における放課後児童対策事業（留守家庭児童会事業・放課後子供教室事業・放課後校庭開放事業）の在り方を協議し、全ての就学児童にとって、効果的な放課後の居場所となるよう提言します。

【留守家庭児童会事業】

- ・入会を希望する共働き世帯等の児童を受け入れるために、施設整備や指導員の確保を図られたい。
- ・学校教育活動に支障のない範囲で使用規定に基づいて、留守家庭児童会事業に学校施設の開放を図られたい。
- ・対象児童が全学年となったことで、指導員の資質の向上を図られたい。
- ・指導員確保を図るために近隣市の状況を踏まえ、処遇改善に努められたい。

【放課後子供教室事業】

- ・子どもに学習支援や遊び、スポーツ・文化等のプログラムを提供し、主体的な体験活動ができる場を設置されたい。
- ・プログラムの実施や安全・安心な居場所を確保するために、地域人材や学校開放利用者とも連携・協力されたい。
- ・放課後校庭開放事業を放課後子供教室事業のプログラムの一つとされたい。
- ・放課後の学校教育活動に支障のない範囲で使用規定に基づいて、校庭・体育館・家庭科室・図書室等を開放されたい。
- ・参画いただく地域ボランティアの役割を整理されたい。

【放課後校庭開放事業】

- ・放課後子供教室事業のプログラムとして実施されたい。

【留守家庭児童会事業と放課後子供教室事業の一体化】

- ・留守家庭児童会児童が放課後子供教室事業に、容易に参加できるような体制とされたい。
- ・放課後子供教室事業の実施に関しては、実行委員会を設置するとともに、実行委員には守秘義務を課し、学校、保護者、地域住民をはじめ、留守家庭児童会指導員や民生委員児童委員等も参画されたい。
- ・放課後子供教室の参加は申込み制とし、保護者の責務を明確にされたい。
- ・平成 28 年度にモデル的に留守家庭児童会事業と放課後子供教室事業の一体化を実施し、その状況の検証・評価を踏まえ、できるだけ早期に一体化した事業を全小学校で実施されたい。

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員

委員長	杉本 厚夫	(学識経験を有する者)
副委員長	辻本 通	(社会教育関係者)
委員	大山 富佐子	(公募による市民)
委員	福田 敦志	(学識経験を有する者)
委員	川北 章史	(学識経験を有する者)
委員	澤井 啓士	(学校関係者)
委員	池嶋 聖司	(PTA関係者)
委員	小谷 上	(社会教育関係者)
委員	澤野 潔	(社会教育関係者)
委員	中澤 秀作	(放課後子供教室関係者)
委員	平田 玲子	(留守家庭児童会関係者)
委員	北西 弥寸志	(留守家庭児童会関係者)
委員	山口 美加	(放課後児童対策を所管する課における課長)
委員	青木 俊治	(放課後児童対策を所管する課における課長)

事務局

福谷 明義	(社会教育部社会教育課係長)
西本 和子	(社会教育部地域教育振興課係長)
向井 健	(社会教育部地域教育振興課係長)
西山 英樹	(社会教育部社会教育課主任)
北村 円	(社会教育部地域教育振興課)